

A-1 家庭福祉相談事業

県民文化部 こども・家庭課

番号	質 問	回 答
1	「就業支援講習会」のメニューやプログラムについて、魅力アップという観点から参考となる他県の事例はあるか。	他県でもパソコン教室の実施例が多い。 長野県とは異なる実施例として ○愛知県 調剤薬局事務、介護職員研修など ○大阪府 看護学校への入試・受験対策講座
2	「自立支援員」として活動する上での研修機会（強化研修会以前に）はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国母子・父子自立支援員研修会 ・養育費相談支援センターによる各種研修会 ・関東ブロック母子父子寡婦福祉対策研究協議会 等、国・地域ブロック規模の研修会が開催されている。
3	「自立支援員」の採用条件の検討、採用について、誰（どの組織）が担当しているか。	県民文化部行政事務臨時嘱託員設置要綱により各行政嘱託員の職務などは定めている。採用条件（賃金等）については、県の統一単価が適用される。採用については、要綱に基づき各保健福祉事務所が実施している。
4	「自立支援員」の職員規則はどのように確認できるか。インターネットで見える場合の項目を教えてほしい。	県民文化部行政事務臨時嘱託員設置要綱を添付。HPには掲載していない。
5	一人親になった時に、しおりを配布しているとのことだが、周知はその時限りか、継続的に周知しているのか。	毎年8月が児童扶養手当現況届の提出月となっており、現況届の提出の際に周知を行っている。
6	就業支援講習会の周知はどのタイミングで行っているか。また、継続的に行っているか。	児童扶養手当現況届と同封し送付する場合や、現況届の提出の際に周知を行っている。また、就業相談の際に就業支援員から受講をすすめる場合もある。HPにも掲載している。応募の締切日は設定しているが、定員に空きがある場合は、締切後でも受付けている。
7	就業支援員による就業者数（p13）のうち、フルタイムでの就職者の正規・非正規の内訳	フルタイム64人 うち正規職員 31人

番号	質 問	回 答
8	<p>貧困線に相当する所得</p>	<p>世帯員 1 人 122万円 世帯員 2 人 173万円 世帯員 3 人 211万円 (平成28年国民生活基礎調査による)</p>
9	<p>ハローワークの就業支援講座の実施状況</p>	<p>平成29年度 総受講者数 (延べ) 2195人※ 講座例) ビジネスパソコンスキル系 介護系 ITデザイン系 医療事務系 等 ※コース毎の内訳は未集計</p>
10	<p>母子父子自立支援員の任用資格やどのような経歴をもっている人なのか。</p>	<p>任用資格は特に定めていないが、 ・相談業務経験があること ・母子、父子相談に関し熱意と理解があること 等を条件とし、採用をしている。</p>

県民文化部行政事務臨時嘱託員設置要綱

平成26年4月1日制定
平成26年9月22日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正
平成30年4月1日改正

1 趣旨

この要綱は、県民文化部関係事務の円滑な推進を図るため、別表に掲げる行政事務臨時嘱託員（以下「嘱託員」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

2 身分

嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項の規定による特別職の非常勤職員とする。

3 任用

- (1) 別表に掲げる嘱託員は、同表の職と職務の内容に応じ、それぞれの知識及び経験を有する者の中から選任するものとする。
- (2) 嘱託員の任用期間は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 前項に規定する再任は、別表に掲げる期間を限度とする。ただし、特に必要と認めるときは、この期間を延長することができる。

4 従事事務

嘱託員は、部長が命ずる一般行政事務の処理に従事するものとする。

5 勤務日、服務

- (1) 嘱託員の勤務日及び勤務時間は、別表のとおりとする。
- (2) 嘱託員の服務は、前号に規定することを除き、一般職の職員の例による。

6 報酬

嘱託員の報酬は、別に定めるものとする。

7 費用弁償

嘱託員に支給する費用の弁償は、特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の定めるところによる。

8 解職等

知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは解職を、第2号又は第3号に該当すると認めるときは6の規定により定めた報酬の減額をすることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 嘱託員としてふさわしくない行為があったとき。

9 補則

この要綱の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

職	職 務	資格等	勤務日	勤務時間	再任限度
文化振興事務嘱託員	文化振興に関する業務及び文化施設の維持修繕等に関する業務	原則として、県職員（各行政委員会の職員を含む。）を退職した者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
県民生活事務嘱託員	1 NPO活動に関する業務 2 青少年健全育成に関する業務 3 子ども若者の支援に関する業務 4 地域振興局総務管理課業務のうち課長が必要と認める業務	原則として、県職員（各行政委員会の職員を含む。）を退職した者	月20日以内	一般職の職員の例による	5年以内
協働推進員	協働コーディネートデスクに関する業務	原則として、中間支援活動を行うNPO法人における業務経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
協働推進支援員	協働コーディネートデスク及び寄附募集制度等に関する支援業務	NPO活動に関する知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
プロボノ活動推進員	長野県プロボノベースの運用及び寄附募集制度等に関する支援業務	NPO活動に関する知識等を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
NPO事務臨時嘱託員	NPO法人からの定款変更認証申請書等の受付、審査及び認証等に関する業務	特定非営利活動促進法に関する知識等を有する者	月20日以内	別に指定する時間	1年以内
不当取引調査員	消費生活に関する悪質事業者の調査・指導に関する業務	原則として、県警察の職員を退職した者	月20日以内	一般職の職員の例による	5年以内
消費生活相談員	消費生活に関する相談及び啓発その他県民サービスに関する業務	消費生活相談に関する専門的な知識及び技術を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	10年以内
消費生活事務嘱託員	消費生活センターの管理運営及び啓発その他県民サービスに関する業務	原則として、県職員（各行政委員会の職員を含む。）を退職した者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
交通事故相談員	交通事故相談及び関係援護機関へのあっせんに関する業務	原則として、県職員（各行政委員会及び警察の職員を含む。）を退職した者	月20日以内	一般職の職員の例による	5年以内
人権尊重事務嘱託員	人権に関する啓発資料の作成・配布及び人権啓発センターとの連絡調整並びに性暴力被害者支援センターにおける統計等に関する業務	人権に関する知識等を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内

人権啓発・相談員	人権啓発のための資料の展示、収集、調査、研究及び指導並びに人権に係る相談に関する業務	原則として、県職員（各行政委員会の職員を含む。）又は公立義務教育諸学校等の教育職員を退職した者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
性暴力被害者支援チームリーダー	性暴力被害に関する相談等各種支援に対する指導・助言、関係機関との調整及び電話相談員・現地支援員との連絡調整等に関する業務	性暴力被害に関する相談・支援に精通した者で、その知識及び経験等を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
性暴力被害者電話相談員	性暴力被害者からの相談の対応並びに現地支援員及び関係機関との連絡調整等に関する業務	性暴力被害に関する相談業務に精通した者で、その知識及び経験等を有する者	月14日以内	一般職の職員の例による	5年以内
男女共同参画相談員	男女共同参画に関する女性の相談の対応に関する業務	男女共同参画に関する知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	5年以内
男女共同参画専門員	男女共同参画に関する研修等の企画、立案、運営等に関する業務	男女共同参画に関する知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
旅券特別行政事務臨時嘱託員	旅券窓口における旅券申請に係る受理・審査業務及び旅券の審査・交付業務	—	月20日以内	別に指定する時間	5年以内
	旅券作成課所における申請書類の審査業務、旅券の作成業務及び作成した旅券の審査業務	原則として、旅券申請に係る受理・審査業務及び旅券の審査・交付業務の経験を有する者	月20日以内	別に指定する時間	5年以内。 ただし、旅券窓口の旅券特別行政事務臨時嘱託員から引き続き任用した場合は、その期間を通算する。
通訳・翻訳業務嘱託員	通訳・翻訳業務及び外事事務	通訳・翻訳の能力を有する者	月20日以内	別に指定する時間	10年以内
ながの婚活コーディネーター	結婚支援事業に関する業務	結婚支援に関する知識等を有する者	月20日以内	別に指定する時間	3年以内

婚活支援事務嘱託員	結婚支援情報の発信、他の結婚支援団体との連携等に関する業務	結婚支援に関する知識等を有する者	月20日以内	別に指定する時間	3年以内
次世代企画事務嘱託員	子ども・子育て等に関する業務	子ども・子育て等に関する知識等を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
女性相談員	長野県女性相談員服務要領（昭和63年3月18日付62青第666号社会部長通知）に定める業務	女性相談業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月18日以内	一般職の職員の例による	5年以内
児童相談事務嘱託員	児童相談に係る統計及び里親支援その他児童相談所の庶務に関する業務	原則として、県職員（各行政委員会の職員を含む。）を退職した者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
一時保護嘱託員	児童の一時保護に関する宿直代行業務	児童の一時保護に関する宿直代行業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	別に指定する時間	5年以内
一時保護心理嘱託員	虐待等により一時保護された児童の生活場面での面接・行動観察・心理療法業務	児童の心理療法等業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
一時保護学習支援員	虐待等により一時保護された児童に対する学習指導業務	児童に対する学習指導業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	別に指定する時間	5年以内
里親委託等推進員	里親委託推進のための普及啓発等に係る業務	里親委託推進業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
一時保護栄養管理嘱託員	虐待等により一時保護された児童の栄養管理及び給食提供に係る業務	児童の栄養管理業務及び給食提供業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月18日以内	別に指定する時間	5年以内
一時保護調理嘱託員	虐待等により一時保護された児童の給食提供に係る業務	児童の給食提供業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	別に指定する時間	3年以内
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子・父子相談業務	母子・父子相談業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月18日以内	一般職の職員の例による	5年以内
児童自立支援嘱託員	児童自立支援施設における児童の自立支援に係る業務	児童の自立支援業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
就業支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく雇用促進に関する業務	雇用促進業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	5年以内

幼保連携推進員	保育・幼児教育の質の向上に関する業務及び保育・幼児教育に関する専門的な相談・助言に関する業務	保育士及び幼稚園教諭の資格を有する者で、保育・幼児教育に関する相談・助言業務に精通し、かつ、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	5年以内
保育専門推進員	保育の質の向上に関する業務及び保育に関する専門的な相談・助言に関する業務	保育士及び幼稚園教諭若しくは管理栄養士の資格を有する者で、保育に関する相談・助言業務に精通し、かつ、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	5年以内
保育専門相談員	保育所における保育に関する相談・助言業務	保育に関する相談・助言業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
栄養管理嘱託員	波田学院における栄養管理業務	栄養管理業務に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	5年以内
子ども支援センター調査・連携推進員	子どもの人権侵害に係る救済申出等に基づく調査・調整及び児童相談所等関係機関との連携に関する業務	原則として、子どもに関する相談・助言に精通した者で、公立義務諸学校等教育職員を退職した者又は児童福祉業務等の経験を有する者	月20日以内	別に指定する時間	3年以内
子ども支援センター電話相談員	子ども、保護者等からの相談の対応に関する業務	子どもに関する相談・助言に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	別に指定する時間	5年以内
宗教法人事務嘱託員	宗教法人の管理に関する業務	原則として、県職員（各行政委員会の職員を含む。）を退職した者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
産学官ひとづくり支援員	産学官が協働で行う人材育成等に関する業務	産学官が協働で行う人材育成に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
私学振興専門員	私立学校の教職員の研修、相談等私学教育の振興等に関する業務	原則として、公立義務教育諸学校等の教育職員を退職した者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
私学振興事務嘱託員	私立学校への助成、運営支援等私学教育の振興等に関する業務	私立学校への助成又は学校運営に関する知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内
専門学校修学相談員	専門学校生に対する修学支援、経済的支援及び支援効果等に係るデータの収集に関する業務	専門学校生に係る修学支援、経済的支援に精通した者で、その知識及び経験を有する者	月20日以内	一般職の職員の例による	3年以内